

鳥取県告示第241号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成23年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
601	山陰合同銀行吉成出張所	売りさばき場所	鳥取市吉成二丁目355-5	鳥取市吉成二丁目16-17	平成23年4月1日